医療・保健

医療

1 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

概要　更生医療、育成医療又は精神通院医療を受ける際に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

手続　窓口に必要書類を添えて、申請書を提出してください。必要書類については、電話で窓口にお問い合わせください。

受診の流れ

①　窓口に申請書及び必要書類を提出します。

②　専門機関等で、医療の必要性について判定のうえ、支給決定をします。
支給決定時には「自立支援医療受給者証」が交付されます。

③　自立支援医療受給者証を指定自立支援医療機関に提示して、受診します。

④　医療費のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

費用　自立支援医療を受ける場合、受診者は、原則として医療費の１割の定率負担が発生しますが、市民税の課税状況等に応じて、負担上限月額が設定されます。このほか、入院時の食費については、原則として自己負担することになります。

※更生医療～身体に障がいのある方を対象に、その障がいを軽くしたり取り除いたりして職業能力を高め、日常生活を容易にするための医療

※育成医療～ 18 歳未満の身体に障がいのある児童を対象に、手術などにより生活能力を回復するための医療

※精神通院医療～精神障がいの適切な医療を普及するために、精神に障がいのある方を対象に、通院により行われる精神障がいの医療

◇更生医療　各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

◇育成医療　各区保健センター（※ 90 ページの3を参照）

◇精神通院医療

・申請手続きについて　各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

・制度全般・申請後の進捗確認　札幌市精神保健福祉センター精神事務係
（中央区大通西 19 丁目 WEST19　4 階　☎ 590-1766）

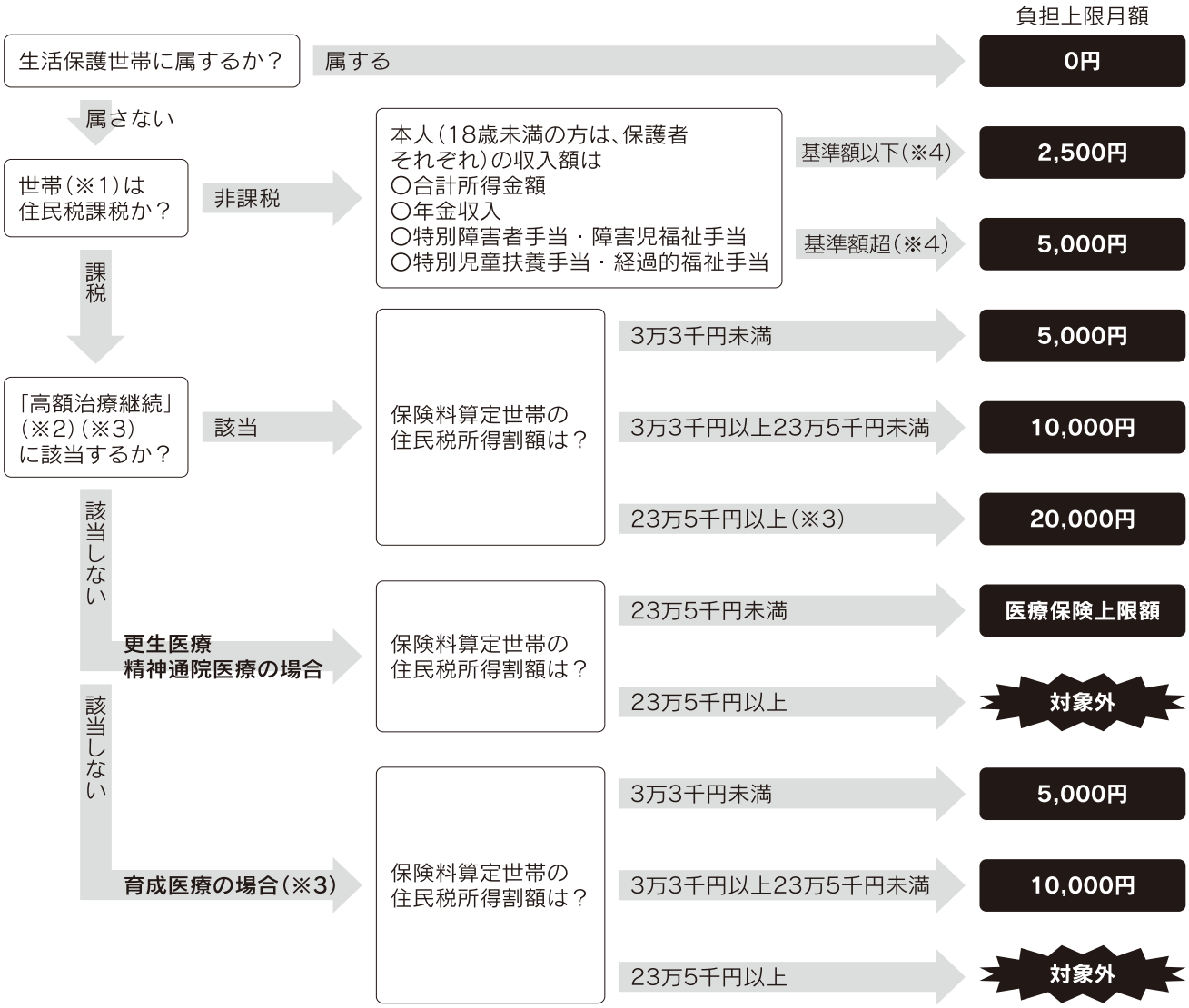

※ 1 「世帯」とは住民票の世帯ではなく、「医療保険の加入単位」（受診者と同じ医療保険に加入する者）をもって、「世帯」とする。

(1) 国民健康保険加入者～受診者と同じ医療保険の被保険者すべて

(2) 後期高齢者医療加入者～受診者と同じ医療保険の被保険者すべて

(3) その他の保険～受診者と同じ医療保険の被保険者

※ 2 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

(1) 疾病、症状等から対象となる者

〇更生医療・育成医療　腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）又は肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者

〇精神通院医療　統合失調症、双極症（双極性障害）・うつ病、てんかん、知的障がい、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）、その他の精神疾患を有する者で、通院による

精神医療を継続的に要する程度の病状にある者

⑵　疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者（医療保険の多数該当の者）

※ 3　育成医療の経過措置及び更生医療と精神通院医療の「一定所得以上」かつ「高額治療継続」の者に対する経過措置は、令和 9 年 3 月 31 日まで延長

※ 4　基準額は、障害基礎年金 2 級の年額相当程度

2 こころの安心カード

精神科や心療内科などに通院されている方が、夜間や休日などの急なこころの診療や災害に備えておくために、病名、処方内容、主治医からのアドバイスなどを記載して持ち歩くことができるカードです。

緊急にかかりつけ以外の医療機関を受診するときや災害時などの場合、カードに記載されている情報があることで、必要な診療情報が伝わりやすくなるほか、主治医の診療時間外に病状が悪化したときの対応などに活用できます。

対象者　札幌市内の指定自立支援医療機関（精神通院医療）に通院している方（自立支援医療を受給していない方も含む）

手続　対象医療機関の主治医へカード作成を申込み、主治医とご相談の上で作成してください（カードの台紙は札幌市から対象医療機関へ交付しています）。

※主治医から作成を勧められる場合もあります。

費用　原則無料（広く普及させるため、各医療機関へ協力を依頼しています）

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

（中央区北 1 条西 2 丁目　市本庁舎内　☎ 211-2936）

3 重度心身障がい者医療費助成

心身に重い障がいのある方の医療費の一部を札幌市が助成します。

対象者　札幌市に住民登録をしている公的医療保険の被保険者（組合員）※①の方、もしくはその公的医療保険の被扶養者となっている方で、生計を主として維持する方※②の所得額が限度額未満であり、次の（1）から（3）のいずれかに該当する方です。

※① 65 歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入していること。

※②生計を主として維持する方とは、本人、配偶者、扶養義務者のうち、受給者の生計を主として維持する方をいいます。（ご夫婦、ご両親の場合はどちらか所得の高い方です。）

●所得制限限度額表

扶養親族数	所得限度額	給与収入額の目安
0人	628.7万円	831.9万円
1人	653.6万円	858.6万円
2人	674.9万円	879.9万円
3人	696.2万円	901.2万円

⑴　身体障害者手帳1～3級（ただし3級にあっては、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がいに限る）の方

⑵　療育手帳「A」と判定された方、または「重度」と判定（診断）された方

⑶　精神障害者保健福祉手帳1級の方

手続　次のものをお持ちになり、区役所保健福祉課（※ウラ表紙を参照）またはオンライン申請（65歳以上で後期高齢者医療制度未加入の方を除く）で受給者証交付の申請をしてください。

・手続きに来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

・公的医療保険情報を確認できるもの（次のいずれか1点）
資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータルの公的医療保険情報が確認できる画面

・地方税関係情報の取得に関する同意書（様式は区役所保健福祉課の窓口または札幌市公式ホームページの申請書・届出書ダウンロードサービスにあります）
※ただし、今年（助成対象月が1月～7月に対する申請の場合は前年）の1月1日の住民登録が札幌市内にある方は必要ありません。

・障がいの程度を証明するもの（次のいずれか1点）
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳または「重度」の判定（診断）書

◎診療を受けるときは、公的医療保険情報を確認できるものと一緒に受給者証を医療機関の窓口にお出しください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方と 65 歳～ 74 歳で一定の障がいのある方を対象とした公的医療保険制度です。75 歳以上の方は 75 歳の誕生日から加入し、手続きは必要ありません。65 歳～ 74 歳で一定の障がいのある方は申請し、認定を受けた日から加入します。申請できるのは身体障害者手帳 1 ～ 3 級及び 4 級の一部（音声・言語機能及び身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の下肢障害 4 級 1、3、4 号）や、療育手帳 A（重度）判定、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級をお持ちの方等です。また、重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方が 65 歳になると受給資格を喪失しますので、それ以降も継続を希望する場合は障がい認定を受け、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

75 歳になった方、一定の障がいがあり申請をした方は、それまで加入していた国保や勤務先などの健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。加入した方は、個人ごとに算定された保険料を加入者一人ひとりが納めることになり、原則として年金から天引きとなります。

医療機関等にかかるときの医療費の自己負担割合は、令和 4 年 9 月までは 1 割（現役並み所得者は 3 割）、令和 4 年 10 月からは所得等に応じて 1~3 割です。なお、重度心身障がい者医療費助成などの医療費助成を受けている方は、医療費助成制度で定められている医療費、自己負担割合となります。

後期高齢者医療制度に加入することにより、保険料や医療費の負担などが変わることがありますので、障がいの程度を証明できるもの（手帳など）をお持ちになり、下記窓口でご相談の上、希望される場合には申請してください。

◇各区保健福祉部保険年金課（※ウラ表紙を参照）

5 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている 18 歳未満（18 歳到達時点で継続治療が必要な場合は 20 歳未満まで延長可能）の児童等に対して、医療費の給付を行うとともに、小児慢性特定疾病の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図ることを目的に実施しています。

対象疾患群　（疾病ごとに症状や治療内容などによる認定基準があります。）

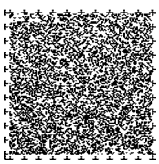

①悪性新生物　②慢性腎疾患　③慢性呼吸器疾患　④慢性心疾患　⑤内分泌疾患　⑥膠原病　⑦糖尿病　⑧先天性代謝異常　⑨血液疾患　⑩免疫疾患　⑪神経・筋疾患　⑫慢性消化器疾患　⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群　⑭皮膚疾患　⑮骨系統疾患　⑯脈管系疾患　計 801 疾病
◇各区保健センター（※ 90 ページの3を参照）

6 特定医療費（指定難病）助成制度

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とする、いわゆる難病と呼ばれる疾病のうち、国が定めた指定難病の疾病について、患者の医療費の一部を公費で負担するとともに、医療の確立、普及を図ることを目的に実施しています。
対象疾病　筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病など 348 疾病
◇各区保健センター（※ 90 ページの3を参照）

7 産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">補償の対象
（①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります）</th><th>補償内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td>2015 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに出生したお子様の場合</td><td>2022 年 1 月 1 日以降に出生したお子様の場合</td><td rowspan="5">総額
3,000 万円</td></tr>
<tr><td>在胎週数が <u>32 週以上</u>で出生体重が <u>1,400g 以上</u>、または
在胎週数が <u>28 週以上で所定の要件を満たす</u>こと</td><td>在胎週数が <u>28 週以上</u>
であること</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="2">先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="2">身体障害者障害程度等級 1 または 2 級相当の脳性まひであること</td></tr>
</table>

※補償申請ができる期間は、<u>お子様の満 1 歳の誕生日から満 5 歳の誕生日までです。</u>

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ（http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/）をご参照ください。

◇公益財団法人日本医療機能評価機構産科医療補償制度コールセンター

☎ 0120-330-637 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝日・年末年始を除く）

8 産科医療特別給付事業

産科医療特別給付事業は、2021 年 12 月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022 年 1 月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的としています。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">給付の対象
（①～③の基準をすべて満たす場合、給付対象となります）</th><th>補償内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td>2009 年 1 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までに出生したお子様の場合</td><td>2015 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに出生したお子様の場合</td><td rowspan="4">1,200
万円
（一括）</td></tr>
<tr><td>在胎週数が 28 週以上であること
または
在胎週数が 33 週以上かつ 2,000g 未満
であること</td><td>在胎週数が 28 週以上 32 週未満で
あること、または
在胎週数が 32 週以上かつ 1,400g 未満
であること</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="2">先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="2">身体障害者障害程度等級 1 または 2 級相当の脳性まひであること</td></tr>
</table>

※給付申請ができる期間は、2025 年 1 月 10 日～ 2029 年 12 月 31 日です。

※産科医療補償制度に未申請のお子様も申請できます。

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療特別給付事業ホームページ（https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/）をご参照ください。

◇公益財団法人日本医療機能評価機構産科医療特別給付事業専用コールセンター

☎ 0120-299-056

受付時間：午前 9 時半～午後 5 時（土日祝日・年末年始を除く）

9 障がい者歯科診療

障がいがあり、近くの歯科医院で診療を受けることが困難な方のために障がい者専用の歯科診療所が開設されています。

◇札幌歯科医師会口腔医療センター　障がい者歯科診療部
（中央区南 7 条西 10 丁目　☎ 512-9497）※完全予約制
診療時間：月曜日　14:00 ～ 17:00
火・水・木・土曜日　9:30 ～ 12:30、14:00 ～ 17:00
金曜日　9:00 ～ 12:30(全身麻酔下歯科治療)、14:00 ～ 17:00
※日曜日・祝日・年末年始は休診となります。

保健

1 身体障害者在宅訪問診査・指導

身体的・地理的条件により受診や相談を受ける機会が少ない在宅の身体障がいのある方とその家族等を対象に、専門職を家庭に派遣し、相談を行っています。

内容　障がいの診査、身体機能・日常生活動作・住宅改修などの評価、運動・介助方法・福祉用具・住宅改修等に関する助言・指導など

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 難病患者等面接・訪問相談事業

難病患者などの療養上の不安解消を図り、在宅療養や社会参加への支援を行うために、保健師などによる面接相談と訪問相談を行います。

◇各区保健センター（※ 90 ページの 3 を参照）